

他の相談は各課の窓口で受け付けています。まずは電話で問い合わせてください。相談が休日と重なるときは休みの場合があります。詳しくはホームページで確認または問い合わせてください▶



開庁時間：午前8時30分～午後5時

☑先着 ☑定員を超えると抽選 ☑電話相談も実施

項目	日時	場所	問い合わせ☎
司法書士による相談 要予約 ☑6名	7月12日(水) 午後1時30分～4時30分	市役所 2階入札室・入札控室	秘書広報課
土地境界相談 要予約 ☑6名	受付：7月11日(火) 正午まで		
弁護士による相談 要予約 ☑8名	7月20日(水) 午後1時30分～4時30分 受付：7月3日(月)～5日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 要予約 ☑2名	7月14日(金)、28日(金) 午後1時30分～3時30分	市役所 2階入札室	
市民ふくし相談 日常生活の困りごと、ひきこもりなど	①7月3日(月) 午後1時30分～4時 ☑ ②7月12日(水)、19日(水)、22日(土) 午前10時～午後3時 ☑	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ☑3名	7月13日(水) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談	①月～金曜 ☑ ②7月7日(金)、③20日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②緑が丘町公民館 ③市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	7月14日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
税務相談 要予約 ☑4名	7月12日(水) 午後1時30分～3時30分 ☑ 受付：7月7日(金)まで	市役所 3階第4相談室	税務課
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	7月18日(水) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
DV・いじめ・こころ			
DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談 うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑ (時間外は他の相談窓口を紹介)	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 89-2471
青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 ☑	教育センター 2階	教育センター 82-8686
児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	教育センター 2階 子育て支援課	子育て支援課 83-2266
高齢者虐待相談	月～金曜 ☑	市役所 3階 地域包括支援センター	介護保険課 89-2337
女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 } 電話相談 木曜 午後1時～4時 } ②火曜 午後1時～4時 } 予約相談 木曜 午前10時～正午 } (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331 ①89-2354
女性のための 弁護士相談 要予約 ☑4名	7月26日(水) 午後1時50分～4時30分 受付：7月21日(金)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜 ☑	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者			
障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☑	市役所 3階障害福祉課	
福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②7月5日(水)、21日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	障害福祉課 ☎ 89-2449
身体障がい者相談	7月1日(土) 午前10時～午後3時	市民活動センター	

三木警察署だより ☎ 82-0110

インターネットを介した被害に遭わないために

- インターネットで知り合った人と会わない
SNSなどを通じて知り合い、「相談を聞く」などと誘われ、直接会ったことで性被害などに遭うケースがあります。
- 自分の写真を送らない
インターネット上に自分の写真が出回ってしまう「自撮り」による被害が発生しています。
- おいしい話にだまされない
SNS上の「裏バイト」募集や勧誘などをきっかけに、特殊詐欺(オレオレ詐欺)などの犯罪に加入して検挙されるケースがあります。県警では少年をアルバイト感覚で犯罪に加入されないための取組を強化しています。



自衛隊・警察合同職業説明会in北播磨



- ▶日時 7月22日(土) 午後1時～4時(最終受付午後3時30分)
- ▶場所 サンライフ三木(勤労者福祉センター) 2階研修室
事前申し込み不要。保護者の参加、私服での参加もできます。

消費生活相談

業者などをかたる偽メールに警戒を！ (市)生活環境課

【偽メールの事例】

- ▶通販サイト
「不正利用が確認されました」「申し込みを承りました。解約するならこちらへ連絡ください」
- ▶カード会社
「不正利用がありました。本人の利用か確認します」
- ▶宅配業者
「荷物を持ち帰りました。下記へ連絡ください」
- ▶携帯電話会社
「支払いが滞っています。契約を解除します」
- ▶公的機関・法律事務所など
「未払い金があります。法的処置をとります」



【アドバイス】

不安をおもえるメッセージにあせらず、冷静にスマートフォンやパソコンに届いたメールに書いてある番号へ電話をしたりURLにアクセスすると、ID・パスワード・クレジットカード番号などの個人情報を盗まれ、後日、悪用されて覚えのない請求が届くなどの可能性があります。身に覚えのないメールが届いたら開かず削除し、反応しないようにしましょう。カード情報などを伝えたり、入力してしまった場合は、すぐにカード会社へ連絡してください。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関する場合は **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

